二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
中上八〇の一、串坂二二、二三の一、二四、七四の一（次の図に示す部分に限る。）、七四の二、七四の三・松ノ岡一二二の二・一二三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び阿南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県阿波市阿波町糸下八七、八八、阿波町芋場三五、三六の一、三六の二、阿波町大久保一五、一六の一から一六の六まで、一六の二から一六の二四まで、二二の三、二七、阿波町柏谷左右三六、三七、五一、六三、六七から七〇まで、阿波町北内谷南一七、阿波町桜ノ岡三七四の一、三七五、四五四、四五七の一、四五七九の一、四五九の二、阿波町栩ケ窪一四一の六、一四二の一四八、一四三の一五二、阿波町中長峰二五〇の一、阿波町引地一九の一、一九の三、一九の五、一九の六、二〇の一、二〇の二、三七、三八の一、五三の二、六五の一、六五の二、七七の一、七七の二、七八の一、八六の三、九六の二、阿波町広野四の三七、三三の二、阿波町真重三二の一、四五の一、四五の二、七九の一、七九の二、八〇の二、八一の二、八一の三、阿波町北山四六一、四六二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
阿波町芋場三五・三六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、阿波町大久保一五、一六の一から一六の六まで、一六の二一から一六の二四まで、二七、阿波町柏谷左右三七・五一・六七・六八・阿波町北内谷南一七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、阿波町桜ノ岡三七四の一、三七五、四五七の一・四五九の一・阿波町栩ケ窪一四二の一四八・一四二の一五二・阿波町中長峰二五〇の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、阿波町引地一九の一、一九の三、一九の五、一九の六、二〇の一、二〇の二、三七、三八の一、五三の二、六五の一、六五の二、七七の一、七七の二、七八の一、九六の二（次の図に示す部分に限る。）、阿波町広野四の三七、三三の二、阿波町真重三二の一（次の図に示す部分に限る。）、四五の二、七九の一、八〇の二、八一の二、八一の三、阿波町北山四六一、四六二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市東祖谷久保六三六、六三七の三、東祖谷菅生一六四の一、西祖谷山村有瀬五二四の一、五二六の二、五二六の三、六五三の一、一二三三、一二六五、西祖谷山村尾井ノ内三一七の一、三一八の三、西祖谷山村下名一一六の一、二六九の二、五〇三の二、井川町椎ノ峯七三〇六の二、七三〇六の四、七三〇八の一、井川町末家五五一、五五二、井川町渡リ瀬七五七二の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
東祖谷久保六三六・六三七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、東祖谷菅生一六四の一、西祖谷山村有瀬五二四の一、五二六の二、五二六の三、六五三の一、一二三三・一二六五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、西祖谷山村下名一一六の一、二六九の二（次の図に示す部分に限る。）、井川町椎ノ峯七三〇六の二、七三〇六の四、七三〇八の一、井川町渡リ瀬七五七二の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市三野町太刀野山字大平五三八七の二、五三九二、字鎌窪四四〇一の一から四四〇一の三まで、字東浦五八一五の二、五八一六の三（次の図に示す部分に限る。）、五八一七の二、字東明神四五五八の二、四五五九の五、字トチミゾ上一四九八の一、字西川原一五〇二、一五〇四の一、井ノ久保一七二一の二七の一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、井ノ久保一七二一の二五の八・一七二一の二七の一四・一七二一の二七の一五〇四の一、井ノ久保一七二一の二五の八・一七二一の二七の一四・一七二一の二七の一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平五三八七の二・五三九二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字鎌窪四四〇一の一から四四〇一の三まで、字東浦五八一五の二、五八一六の三（次の図に示す部分に限る。）、五八一七の二、字東明神四五五八の二、四五五九の五、字トチミゾ上一四九八の一、字西川原一五〇二、一五〇四の一、井ノ久保一七二一の二五の八・一七二一の二七の一四・一七二一の二七の一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正